

議案第 47 号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 128 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条第 5 項中「乳幼児」を「子ども」に、「6 歳」を「12 歳」に改め、同条第 10 項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 4 条第 2 項中「診療報酬の算定方法(平成 22 年厚生労働省告示第 69 号)」を「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。